

香川労働局発表
令和3年11月5日



報道関係者各位

| | |
|--------|--|
| 担当・照会先 | 香川労働局 職業安定部 訓練室 室長 赤尾 俊輔 地方人材育成対策担当官 齊藤 甲一 【電話】087-804-8900 |
| | 独立行政法人 高年齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 求職者支援課 課長 赤星 孝和 【電話】087-867-6728 |

短期・短時間特例訓練を開講します(県内9コース目) ～新たな雇用・訓練パッケージ～

香川労働局(局長 松瀬貴裕)と独立行政法人 高年齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部(支部長 池田浩也)は、求職者支援訓練において、県内9コース目となる短期・短時間特例訓練「アロマセラピー・ボディトリートメント科(短期間・短時間)」を開講します。

令和3年2月12日に厚生労働省が策定した「新たな雇用・訓練パッケージ」の新規施策の一つで、仕事をしながら訓練を受講しやすくした内容(職業訓練受講給付金の要件緩和、訓練期間の短縮等)になっています。

【アロマセラピー・ボディトリートメント科(短期間・短時間)の概要】 別紙参照

訓練内容:アロマセラピスやエステティシャンに必要な知識・技術(ボディ・フェイス・ハンドトリートメント、アロマセラピー)を習得します。

募集期間:令和3年11月1日(月)～11月30日(火)

訓練期間:令和3年12月21日(火)～令和4年2月18日(金)

訓練時間:9時00分～13時30分(総訓練時間120時間)

実施施設:AromaSchool エバーラスティング(高松市浜ノ町33-20)

受講料:無料(ただし、テキスト代8,800円(税込))

対象:休業を余儀なくされている方、シフトが減少した方等(離職者の方の受講も可)

【職業訓練受講給付金(一定の要件を満たせば10万円支給)の要件緩和】

(1)収入要件の特例措置(月收入8万円以下からシフト制で働く方等は12万円以下に引き下げ)

(2)出席要件の特例措置(働きながら訓練を受ける場合、出勤日をやむを得ない欠席とする)

【受講相談・申し込み方法】 住所を管轄するハローワークにご相談ください。

※ 新たな雇用・訓練パッケージとは・・・

厚生労働省が、新型コロナウイルスの影響により、休業や離職を余儀なくされた方、シフトが減少したシフト制で働く方、生活に困窮する方などを支援するため、雇用の維持と生活支援の両立とともに、職業訓練による今後のステップアップを可能とする支援策を策定し、令和3年2月12日の新型コロナウイルス感染症対策本部(本部長 内閣総理大臣)において報告しています。

※ 求職者支援訓練とは・・・

雇用保険の受給ができない求職者の方に訓練機会を提供する公的職業訓練です。

職業に必要な知識の習得とスキルアップを行い、早期就職を実現することを目的にしたコースです。